

○初心運転者講習実施要領の制定について

(平成 26 年 6 月 6 日例規第 49 号)

この度、別添のとおり「初心運転者講習実施要領」を定めたので通達する。

別添

初心運転者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、初心運転者講習の実施に関する規程（平成 17 年県公委規程第 13 号。以下「規程」という。）第 14 条の規定に基づき、初心運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習実施機関

講習は、規程第 2 条第 1 項の規定により指定した指定自動車教習所（以下「指定講習機関」という。）において行うものとする。

第 3 講習実施責任者

指定講習機関に、講習実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、管理者又は副管理者をもって充てる。

第 4 講習の申込み

- 1 受講者は、初心運転者講習通知書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）別記様式第 22 の 11）に記載する初心運転者講習の場所の中から、希望する指定講習機関に電話等により予約申込みを行うものとする。
- 2 指定講習機関は、受講者の受講可能期間が不明確な場合には、県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に確認すること。

第 5 講習の内容等

1 講習指導案の作成等

省略

2 講習の受付

- (1) 講習の受付に当たっては、初心運転者講習通知書、運転免許証その他の書類により受講者であることを確認すること。
- (2) 免許の効力が停止されている者その他現に運転免許証を所持していない者は、受け付けないこと。
- (3) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

3 編成

講習は、講習に係る免許の種類ごとに編成し、1 グループ 3 人を単位として行うものとする。

4 教材

講習にふさわしい教本及び交通実態、事故事例等に関する内容の資料を使用するものとする。

5 講習用車両

(1) 講習用車両は、当該講習に係る免許の種類に応じ、かつ、次に掲げる基準に該当するものを用いるものとする。ただし、身体が不自由な受講者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させた上でこれを認めさせるものとする。

ア 準中型免許に係る講習については、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車（以下「準中型貨物車」という。）とする。また、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により特定後写鏡等の条件が付されている者に対しては、特定後写鏡等をサイドミラーに取り付けて使用すること。

イ 普通免許に係る講習については、教習用車両と同程度の普通乗用自動車（以下「普通車」という。）とする。また、道路交通法第91条の規定により特定後写鏡等の条件が付されている者に対しては、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

ウ 大型二輪免許に係る講習については、AT車に限定されている者にあつては総排気量0.6リットル以上0.65リットル以下の、限定されていない者にあつては総排気量0.7リットル以上の大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）とする。

エ 普通二輪免許に係る講習については、小型限定の者にあつては総排気量0.09リットル以上0.125リットル以下の、限定されていない者にあつては総排気量0.3リットル以上の普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）とする。

オ 原付免許に係る講習については、スクータータイプの一般原動機付自転車（以下「原付車」という。）とする。ただし、必要に応じて可変ギア付きの原付車を併用してもよいこととする。

(2) 講習に使用する準中型貨物車及び普通車については、車両に初心運転者標識及び運転習熟指導員（道路交通法第108条の4第1項第2号に規定する運転習熟指導員をいい、以下「指導員」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（以下「補助ブレーキ」という。）を備えること。

なお、前記(1)の規定により受講者が持ち込む車両についても、必ず補助ブレーキを備えたものとする。

(3) 講習用車両には、「講習中」の標識を準中型貨物車及び普通車にあつては前方又は後方から、大型二輪車、普通二輪車及び原付車にあつては後方から見やすいように表示すること。

(4) 大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何

らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

6 原付車の特別訓練

原付車の運転技能が未熟などの理由により路上における運転演習を行うことができない場合は、場内コースにおいて特別訓練を行い、当該運転演習を省略することができる。

第6 効果測定の実施

- 1 指定講習機関は、講習の最後に講習内容の修得状況を確認するため考査を行うこと。この場合において、考査の結果から講習内容を修得していないと思われる者がいるときは、講習終了後、個別に指導するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 前記1に規定する措置を講じても講習内容を修得できない者がいるときは、特異事案発生報告書（規程様式第15号）により運転免許課長を経由して公安委員会に報告すること。

第7 講習の秩序維持

実施責任者は、次のいずれかに該当する者については、その者に対する講習を停止し、途中退講させることができる。

- 1 他の受講者の講習を妨害し、又は他の受講者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者
- 2 その他指導員の指示に従わない者

第8 講習終了証明書の交付等

- 1 指定講習機関は、規程第11条の規定により初心運転者講習終了証明書（規程様式第14号。以下「講習終了証明書」という。）を交付したときは、その写しを保管するものとする。
- 2 指定講習機関は、講習終了証明書を再交付するときは、当該講習終了証明書の番号下段に「再交付」と記載するものとする。

第9 講習未了時の措置

講習開始後、受講者が急病その他の理由により、やむを得ず講習を終了できなかった場合は、未受講に係る課程の受講日を改めて指定し、受講させるものとする。

第10 事故防止の措置

指導員は、講習中の各種事故防止を図るため技能コース、運転演習の内容等について適切な指示及び説明を行うとともに、特に大型二輪車又は普通二輪車による運転演習を実施する場合にあっては、ヘルメット、乗車靴、プロテクタ及び手袋を確実に着用させるなど事故防止に配慮すること。

第11 講習結果報告書

省略

第12 指導監督

運転免許課長は、各指定講習機関における講習水準の均衡及び指導員の指導能力の均一化を図り、講習が効果的かつ統一的に実施されるよう指導監督を行うものとする。